

始

編三第トクラト・スンラペンテ

化文と酒禁

述郎芳谷阪



部本盟同酒禁民國本日

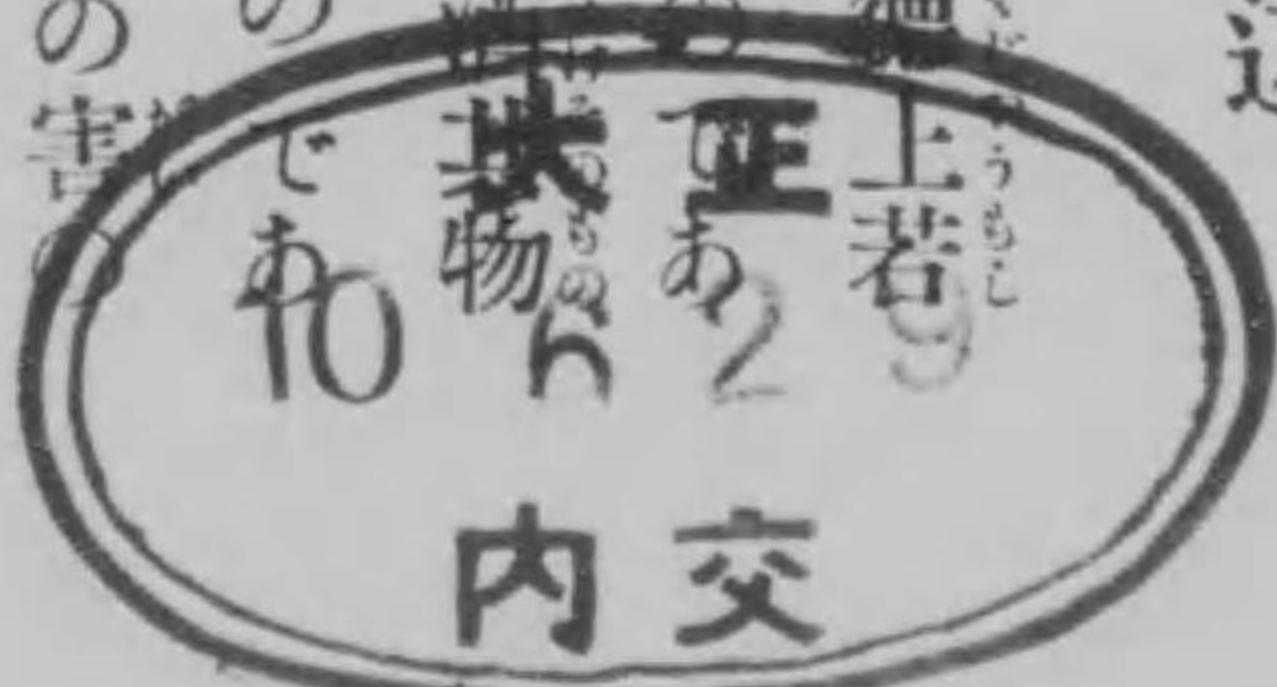
389-52

## 禁酒と文化

男爵 阪谷芳郎述



今日までの禁酒論は、多く道徳上若くは宗教上から禁酒を唱道したのであるが、私の禁酒論は一步進んで酒の害をなくなしてしまはうといふのである。衛生上にも道徳上にも、酒の害よといふのではなく、酒を飲みたいと思つても、飲めぬようにする之が私の主義で、一番安全な禁酒は此處に存すると思ふ。然らば其



日本國民禁酒同盟

目的 絶對禁酒國の實現  
組織 宗教宗派に拘泥せず  
使命 舉國一致の禁酒提唱

禁酒と文化

男

爵

阪

谷

芳

郎

述



389-52

あるといふことは、明白の理である。酒を前に置いて飲むな、節せ  
よといふのではなく、酒を飲みたいと思つても、飲めぬようにする  
之が私の主義で、一番安全な禁酒は此處に存すると思ふ。然らば其

日本国民精神問題  
目的 組織禁酒團の實現

組織 宗教宗派に拘泥せず、  
使命 聖西一致の禁酒提唱

正2  
内交

二  
の方法はといふに、法律の力に俟つより良法はない。然し一つの法律を作るといふことは、なかなか難しいことである。根本正君が何十回となく未成年禁酒法を提案してゐるのであるが、今尙も貴族院を通過するに到らぬ。未成年者の禁酒法すら我邦政治家を動かすことが出来ぬといふ有様である。

### 一斗に一滴垂らせ

禁酒を唱道するといろく苦情が起るのである。或は婚禮の時三九度の盃事をどうするとか、或は神様の御神酒をどうするとか、色々なことをいつて故障をいふ人がある。併し其は小さな問題であつて、お神酒なり三々九度の盃事に酒を須ひなければならぬといふならば、今日米國でもアルコール分百分の一半を含有する極めて稀

薄な飲料を許してゐるのであるから、我邦でも一斗に一滴のアルコトルでも垂らして用ひたら宜しからうと思ふ。今日日本は食糧不足で困つてゐるのに、三百萬石、四百萬石を酒に使つて居る。而かも此酒は人間の健康を弱らせ、狂人を造り、肺病を造り、腎臓病其他種々なる病氣を造り、殺人、心中、泥棒、放火犯者を造り出す外何等の效能もない。

### お酒の税は心配ない

或は又斯ういふ説を成す人もある。酒を造ることを禁じ、飲むことを禁じたならば、今日大藏省の酒に依る税一億圓を失ふこととなる、さうすれば陸海軍の費用はどこから出るか、といつて反対する人もある。併しながら有害なものに一億萬圓も使つてゐるのである

から、酒を飲まぬとしたならば、其の酒に使つた金は何處かに剩る郵便局の貯金となるか・或は銀行の預金となるか・今日米國は禁酒の結果貯金が非常に殖えてゐる。監獄は蜘蛛の巣を張るよう閑になつて來た。犯罪人は減少して來るといふ有様である。而して其の金は何處から出るかといふと、禁酒の結果に外らぬ。我邦で禁酒したならば、酒税一億萬圓、その釀酒費、三億萬圓は、そのまま浮いて出ることになる。其の三億萬圓を以て、陸海軍の費用に使ふも宜しい。社會の改良に使用するも宜しい。詰り日本が酒を飲まなくなつた爲に、日本の富が減するといふ結論はない、酒から税が取れなければ、他の所得税でも、營業税でも、何でも國民の懷に金があれば、大藏省の金庫に金なきを憂ひない。大藏省は我々共有のものである。

### 三度の渡米から

米國は千九百二十年から禁酒國となつたのであるが、私は丁度千九百八年と千九百十二年と千九百十六年とこう三回米國に參つたのであるが、其の三度の渡米で著しく私の眼についたのは千九百八年即ち明治四十一年に私が參つた時分には、横濱を出發して米國のシートルを経て大陸を横斷し紐育に出たのであるが、汽車中でも酒を飲み、又ホテルに着いても、晝と晩には酒を飲むことを寧ろ見榮に思つてゐたのである。汽車に乗つても、水で晝飯を喰べて居ると、何だか吝ちな奴だと思はれるような風であつた。私は平野水を飲んでゐたのであるが、どうも極りが惡いような氣がしてならなかつた。詰り千九百八年の頃は、まだ酒を飲むことを社會の一つの

見筈にしてゐたのである。それから僅か経つて千九百十二年即ち明治四十四年に渡米してみると、もうデーブルで水を飲む人が多くなつてゐたのである。食事の際飲酒するのは、紳士の爲すべきことではないといふ風に一般が觀念するに至つた。

次に千九百十六年即ち大正五年に米國を通つた時には、もう飲酒するものは殆んどなかつた。テーブルの上又は汽車の中で酒を飲むものもあつたが、みな少し恥かしい氣分になつてゐる。

この三度の経験が私の頭に始終映じて居つた。凡そ國民の風俗を移し更めることいふことは、隨分困難なことであるが、此が段々革つて遂に禁酒まで漕ぎつけたといふのは、全く感すべきことである。

然るに我邦の現状は果して如何、酒を飲むものが威張つて居る、

飛鳥山など極端の例かも知れぬが、白面で歩るくときには、御免下さいと言はぬと險呑である。料理屋へいつても同様である。酒飲まぬものは甚だ勢力が弱い、吝ちな奴だ、意氣地のない奴だと嘲笑される。之に反して上戸黨は益々メートルを上げて来る。剩へ泥醉した上戸黨の看護を下戸がせねばならぬようになつて来る。その上に、お宅まで送り届けて奥さんに頭をさげねばならぬといふ様な始末である。料理屋のみでない、友人の宅へいつても、酒を勧められる。無暗に奥さんが酒を勧める。是を社交上の義務であると考へてゐる。即ち日本に於ける酒に對する社會的觀念、個人的觀念は、米國に於ける酒若くは酒飲みに對する觀念と大變に相違してゐるのである。こういふ狀態の下に根本正君が如何に努力しても、未成年者禁酒法が通らなかつたといふことは、無理もないことである。社

會が同情しない・賛成しないのである。詰り日本人の頭には、まだ酒を飲むことを大變結構なことゝ思つてゐるのである。酒は百藥の長とか、憂を掃ふ玉箒とか、漢書を讀んでも和書を讀んでも、酒是非常に尊敬されてゐる、又寄席へいつても、酒飲みの話が出る、妹脊山といふような芝居を見ると、恐ろしい大きな酒樽を持つた先生が大變な勢で睨め廻すといふような有様である。

### 酒を少し賣つた者に褒美

斯様な有様であるから、日本に於ては先づ輿論を興して禁酒の空氣を造り出さねばならぬ。是には米國の如く、宗教家、婦人、智識階級の方々が、先鋒となつて禁酒を宣傳し實行することに努めねばならぬ。是が一番大切なことである。米國は二十五年掛つて禁酒を

實現した。今日でも米國上下兩院の議員に會つて酒を出すと喜んで飲む「貴方の國は禁酒國であるのに」と申すと、只笑つて居る、即ち是等の人は、酒を飲みたい人である、只議院に於いてどうしても酒の禁止に賛成しなければならぬといふのは、社會的觀念に制せらるゝからである。我々御同様は禁酒の輿論を喚起すると共に、政府に於ても十分に考慮して行はねばならぬことである。酒の稅が無くなれば、大藏省が困るといふような考へを、苟くも有つてはならぬ。米國は禁酒し、英國は酒稅の減ずることを喜んで居る。瑞典の如きは酒を専賣にしてゐる。専賣にしてゐるけれども、年末に於て一番酒を少く賣つたものに餘計に褒美を吳れるといふ様な面白いことをして居る。是はつまり禁酒節酒政策である。其他の國に於ても酒の賣買時間を制限して、間接に禁酒の指導をしてゐるといふ有様

である。政府は始終この方針を以て政事をしてゆくので、それ故に法律は通過しなくとも、矢張り國民の方の空氣を造るようには、政府の方から仕向けてゐるのである。

### 飲酒の風俗を直せ

我が邦に於ては、政府に於て、マア税が澤山取れるのは結構であるといふ様に、酒を成りたけ獎勵するやうな風になつて居る。政府としてこんな考へであつてはならぬ、禁酒法其のものゝ通過するには相當の年所を要するであらう、けれども政府としては、禁酒法の制定を目標として、なるべく國民をして、其の習慣に慣れしめる様に政治の方針を立てゝゆかねばならぬ。酒を獎勵するような考へは、全く改めねばならぬ。又御同様我々は、社會的に其の目的に到達す

る爲に、料理屋でも、上戸の跋扈するのを成るだけ抑へるようにして宜しからうと思ふ。宴會も酒を飲まないことを原則として決議をする様にせねばならぬ。それから花見などにいつて赤い顔をして樽を提げて醉歩蹣跚としてゐるのは、大に恥づべきことである。醜態であるといふ風に、さういふ社會的習慣を涵養するといふようにせねばならぬ。風俗を直すといふことは、口で云つたばかりではいけない、之を實行しなければならぬ。

### 奴隸、阿片、酒

要するに、酒を飲むといふことは、人智の進まぬ時代のことである。人智が次第に進んで酒がどんなに毒であるかといふことが解つた今日に、此酒を何時まで威張らせて飲ませるといふことは、實に

不思議な話である。私が今奴隸制度は結構だといつたならば、皆さんは唯驚いて笑ふばかりであらうと思ふ、奴隸制度は、千八百七十年に、伯拉兒で禁止の法律を出したのが最後で、文明國に於ては絶對に禁止せられて今日に至つてゐる。又阿片を世界各國で禁止することになつたのは千九百十七年三月三十一日である。次に酒は千九百十九年の七月一日に亞米利加で禁じたのが世界に於ける禁酒の始まりである。斯様に人智の進歩に伴つて、人の權利自由を束縛することも、社會に害毒を流すことも、許されなくなつたのである、社會が排斥し文明が排斥するのである。即ち人智の進歩をトするに足るものである。どうか酒に對しても、國民一般が今一層注意を喚起し、輿論の力を興して一日も早く我邦を禁酒國たらしめるようになしたい。

## 禁酒トラクト

禁 酒

禁 酒 美 談

アルコール 戰

禁酒問題に就て

嗜酒狂ニ犯罪

本書は本同盟理事長長尾半平氏の著にして氏の學生時代より今日に至るまで三十年間の有益なる禁酒實話である  
定價金三十錢 郵稅二錢

本書は新渡戸博士外現代十三名士の有益なる禁酒實驗談にして一般人の修養に資すること多し  
江湖の一讀を勧む  
定價金三十錢 郵稅二錢

本書は内務書記官田子一民氏米國に於ける禁酒運動の一切を紹述せるもの實に禁酒運動の燈臺也  
定價金三十錢 郵稅二錢

本書は京都帝國大學助教授法學博士中島玉吉氏の著述にして禁酒の如何に緊要問題なるかを一般人に鼓吹せるものである江湖の一讀を勧む  
定價(實費)金十五錢 郵稅二錢

## 禁酒の勧め

本書は山室軍平氏の著にして熱心なる宗教家の禁酒清談である一般人士の修養に資せんことを

定價金三十錢 郵稅二錢

## 國家禁酒論

本書は酒井清七氏の發行にかかるセネラル叢書第一編にして賀川豊彦氏の述なり

定價金五錢 郵稅二錢

## 労働問題と禁酒運動

本書はセネラル叢書第二編島田三郎氏の著にて現下の労働問題と禁酒問題との關係を論述せるものなり

定價金五錢 郵稅二錢

## 人間を呪ふ二つの惡魔

本書はセネラル叢書第四編醫學博士菊地米太郎氏の著述附錄として百島氏の「惡魔とバーンと酒」を收む

定價金五錢 郵稅二錢

## 精神文明とアルコーリズム

本書はセネラル叢書第六編賀川豊彦氏の著氏が文明と酒との關係につき綿密なる觀察を下せるもの也

定價金五錢 郵稅二錢

東京市神田區表猿樂町一〇

## 日本國民禁酒同盟本部

振替 東京五二七九〇

大正十年六月廿二日印刷  
大正十年六月廿七日發行

定價金五錢

著者 阪谷芳郎

發行者 天野藤男

東京市神田區南神保町二番地

印刷者 加藤善三郎

東京市芝區松本町四十番地

東京市神田區表猿樂町十番地

財團法人 日本國民禁酒同盟本部

電話 神田四五五〇番  
振替口座東京五二七九〇番

發行所

389

52

終

